

建築計画概要書、記載事項証明書等の交付・閲覧 令和8年7月より

I 「建築計画概要書」の閲覧・写しの交付

(建築確認申請日) 平成11年5月1日以降
⇒ 法令上、当該建築物が滅失又は除却されるまで保存



- 建築基準法の区分により、閲覧・交付先が異なります(別表)。
- (市の場合) **Logoフォームで電子申請**、又は申請書を窓口へ提出
⇒ **閲覧及び写しの電子交付は無料**、紙面交付は有料(1枚10円)です。

II 「確認申請等台帳記載事項証明書」の交付

(建築確認申請日) 昭和56年4月1日以降
⇒ 特定行政庁(県・市)の建築確認台帳が保存



- 建築基準法の区分により、交付先が異なります(別表)。
- (市の場合) **Logoフォームで電子申請**、又は申請書を窓口へ提出
⇒ 紙面交付のため、窓口受領、かつ手数料(300円/件)が必要です。
⇒ **上記「I」に該当する場合は「建築物の所有者等※」のみ交付可能です。**
※以下の書類が必要です。
 - ・委任状(代理人が申請する場合)
 - ・建物所有者等が確認できる書類(本人申請の場合:免許証等)
 - ・土地登記簿、売買契約書等(申請時と所有者等の変更がある場合)

III 「(参考)磐田市建築確認受付台帳」の閲覧

- 建築基準法の区分に関わらず、概ね昭和40年以降の申請について、閲覧可能です。
- (市のみ) 受付台帳(経由機関の確認台帳)のため、「参考情報」となります。
⇒ 原則として、上記「II」に該当しない場合とします。
- 申請書を窓口へ提出 ⇒ 無料です。

別表① 建築物の区分

法6条	建築物の種類	規模	閲覧・交付先
1号	特殊建築物 (店舗、共同住宅等)	特殊建築物の用途部分の床面積200㎡超	県(袋井土木事務所等)
2号	木造以外	階数2以上 又は延べ面積200㎡超	
	木造	地階を除く階数3以上 又は 延べ面積300㎡超 又は高さ16m超	
2号	木造	上記以外	市
3号	1号・2号以外で 都市計画区域内	階数1 かつ延べ面積200㎡以下	

- 建築基準法等による県知事の許可を受けた場合は、閲覧・交付先は県になります。
- 旧4号建築物※1は、都市計画区域指定後※2に、建築確認申請が必要となります。
 - ※1 令和7年3月31日以前に工事着手した以下に掲げる建築物(1号を除く)
 - ・木造建築物:2階以下、かつ延べ面積500㎡以下
 - ・木造以外の建築物:1階、かつ延べ面積200㎡以下
 - ※2 地区により、指定時期(昭和25年～昭和49年)が異なります。

別表② 工作物の区分

法88条	工作物の種類	規模等	閲覧・交付先
1項	一般工作物	・煙 突:高さ6m超 10m以下 ・広告塔等:高さ4m超 10m以下 ・擁 壁:高さ2m超 3m以下	市
1項	・一般工作物 ・昇降機等	上記以外	県(袋井土木事務所等)
2項	指定工作物	・製造施設(コンクリートプラント等) ・貯蔵施設(セメントサイロ等) ・遊戯施設(コースター等) ・工作物自動車車庫	

- **築造計画概要書は、2項(指定工作物)のみとなります。**
- 擁壁は、都市計画法の開発許可(平成18年9月30日以降に許可申請をしたもの)や、盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)の許可(令和7年5月26日※以降に許可申請をしたもの)を受けた場合は、工作物確認申請は不要となります。
※市内で、静岡県 of 許可が必要となった日